

令和4年第4回(3月) 上越市選挙管理委員会臨時会

- 1 日 時 令和4年3月28日(月)午後2時
- 2 場 所 上越市役所 木田第2庁舎 4階 403会議室
- 3 付議事項
議案第26号 上越市選挙管理委員会事務局組織規程等の一部改正について
議案第27号 上越市公職選挙法等執行規程の一部改正について
- 4 報告事項
報告1 令和4年第1回(3月)上越市議会定例会の結果について
報告2 専決処分した内容について
- 5 その他
(1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和3年度 明るい選挙啓発標語コンクール 選管委員長賞
「伝えたい 届け私の 大事な一票」 三和中学校2年 古市 彩乃 さん

議案第 26 号 上越市選挙管理委員会事務局組織規程等の一部改正について

1 改正理由

令和 4 年度の組織体制及び職員配置を踏まえ、職等を整理するもの

2 改正内容

(1) 上越市選挙管理委員会事務局組織規程（昭和 4 6 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

- ① 第 3 条第 2 項第 2 号中「参事、」を「副局長、」に改める
- ② 第 4 条第 2 項及び第 3 項並びに第 5 条第 2 項中「参事」を「副局長」に改める。

(2) 上越市選挙管理委員会事務局職員の標準的な職を定める規程（平成 2 8 年上越市選挙管理委員会規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

- ① 第 2 条の表を次のように改める。

職務の種類	職	標準的な職
一般行政事務の職務	1 上越市選挙管理委員会事務局組織規程（昭和 4 6 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号。以下「組織規程」という。）第 3 条第 2 項に規定する事務局長	事務局長
	2 組織規程第 3 条第 2 項に規定する副局長	副局長
	3 組織規程第 3 条第 2 項に規定する次長及び主幹	次長
	4 組織規程第 3 条第 2 項に規定する係長及び主査	係長
	5 組織規程第 3 条第 2 項に規定する主任及び副主任	主任
	6 組織規程第 3 条第 2 項に規定する主事	主事

(3) 上越市選挙管理委員会事務局職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成 2 8 年上越市選挙管理委員会規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

- ① 第 2 条第 1 号中「課長」を「部長」に改め、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

副局長 課長

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

4 改正文（案）

別紙 1 のとおり

議案第 27 号 上越市公職選挙法等執行規程の一部改正について

上越市公職選挙法等執行規程（平成 4 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）を次のとおり改正する。

1 改正理由

公職選挙法第 161 条第 1 項第 3 号の規定による個人演説会等を開催することができる施設（会場）の指定内容を現況に合わせて改正するもの

2 改正内容

個人演説会等を開催することができる施設のうち、上越市吉川体育館の項中「9 6 7. 3」を「8 9 7. 8」に、上越市三和西部スポーツハウスの項中「5 8 5. 0」を「4 5 0. 0」に改める（別表関係）

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

4 改正文(案)

別紙 2 のとおり

報告1 令和4年第1回(3月)上越市議会定例会の結果について

本定例会について、次のとおり報告する。

1 関係案件

議案第1号 令和4年度上越市一般会計予算

議案第12号 令和3年度上越市一般会計補正予算(第9号)

2 選挙管理委員会に係る総括質疑・一般質問

なし

3 総務常任委員会における質疑等

なし

4 審議結果

選挙管理委員会に係る議案は原案のとおり可決

報告2 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程(平成24年上越市選挙管理委員会規程第2号)第2条第6号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程(昭和46年上越市選挙管理委員会規程第1号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告示

告示番号	告示日	件名
3	令和4年3月1日	各種請求を行うに必要な連署者数について
4	令和4年3月1日	市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について
5	令和4年3月1日	投票区の変更について
6	令和4年3月22日	令和4年第4回(3月)上越市選挙管理委員会臨時会の開催について